



返還免除
制度

貸付
無利子

年間最大
516万円

保育補助者 雇上費貸付

滋賀県では、保育士の負担軽減および勤務環境改善を図るために、
保育補助者の雇上げを行う保育事業者に対し、必要な費用の貸付を行います。

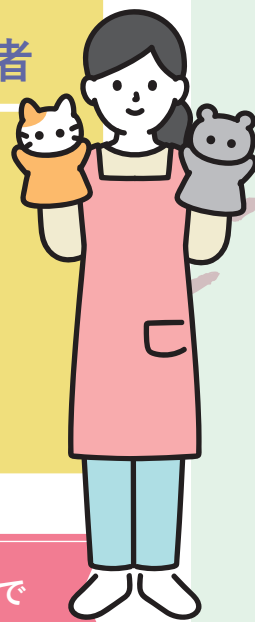
貸付の対象

1 滋賀県内で
新たに保育補助者の雇上げを行う施設 or 事業者

2 保育士の業務負担軽減に取り組む施設 or 事業者

上記1・2ともに
いずれかが
該当すること

- 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営する場合を除く）
- 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者
- 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
- 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業を行う者



申請期間：保育補助者の採用月～6ヵ月後の末日まで

お申込先・お問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

〒525-0072

滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 保育士修学資金担当

TEL.077-567-3958 / FAX.077-566-3611

裏面記載の〈申請に必要な書類〉
一式を郵送で提出してください



https://fukushi.shiga.jp/ouen/hoiku_youjyou

- 申請用の書式は、上記URLあるいはQRコード先のWEBページよりダウンロードしてください
- 郵便不着等による郵便事故発生の際は、弊会では責任を負いかねます。特定記録郵便や簡易書留等、郵便物が追跡可能な方法でのご郵送を推奨致します

滋賀県保育補助者雇上費貸付制度の概要



1. 申請要件

- 1 保育補助者が週20時間以上勤務していること
- 2 当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格の取得を目指すことが誓約書等の書類により確認できること
- 3 保育補助者は、保育に関する実習を40時間以上受けた者、またはこれと同等の知識および技能があると滋賀県社会福祉協議会会長が認めた者であること
- 4 貸付申請時において、保育補助者を新たに配置することにより、どのように保育士の勤務環境が改善されるかについて、具体的な計画書を提出すること
- 5 市町等が実施する同じ目的の補助金等を受けていないこと



2. 年間の貸付上限額

**5,168,000円
(最長3年間)**

- 1名雇上の場合には年額2,953,000円以内
- 申請年度の4月1日時点で自身の未就学児がおられる常勤保育士が2割以上の保育施設は、2名以上の雇上が可能で年額2,215,000円以内の加算が可能

3. 貸付期間

**保育補助者の
勤務期間
(最長3年間)**

- 保育補助者雇上費の貸付を受けた滋賀県内の施設・事業所に勤務する期間。ただし、保育補助者が保育士資格試験に合格月の翌月から3ヵ月後の末日までを貸付の終期とする

4. 貸付利子

無利子



- 返還が延滞した場合、年3%の延滞利子が発生



5. 連帯保証人

**連帯保証人
1名が必要**

- 法人代表者もしくは滋賀県内に在住の成人で、法人理事等、法人関係者であること
- 独立の生計を営み、連帯責任を負うにたる収入または資産を有する者であること
- 収入等を確認できる書類が必要



6. 返還免除の条件

**保育補助者による
保育士試験合格と
保育士登録**

- 保育補助者雇上費の貸付を受けた滋賀県内の保育所等にて保育の業務に週20時間以上従事すること
- 保育士登録は貸付期間中または貸付終了から1年以内に完了すること

7. 返還が必要なケース

1. 保育補助者の退職
2. 保育補助者の解雇
3. 返還免除要件の不履行

※左記「6. 返還免除の条件」

- 上記1～3いずれかの場合、直ちに返還が必要。ただし、1・2については、直ちに別の保育補助者を雇用した場合、貸付を継続します

8. 申請に必要な書類

● 申込事業者

- 1 保育補助者雇上費貸付申請書【様式第1号】
- 2 同意書
※借受人、連帯保証人予定者、保育補助者各々の自署・捺印(代筆不可)
- 3 勤務環境改善計画書【様式第30号】
- 4 保育補助者の雇用計画書兼誓約書【様式第31号】
- 5 保育補助者雇用契約書の写し
- 6 法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の原本
※発行後3ヵ月以内のもの

● 保育補助者

- 1 保育補助者の雇用計画書兼誓約書【様式第31号】(再掲)
- 2 「保育補助者実習等修了証明書」【様式第32号】もしくは保育士試験受験票の写し
- 3 住民票の原本
※発行後3ヵ月以内、マイナンバーの記載がないもの



● 連帯保証人

- 1 住民票の原本
※発行後3ヵ月以内、マイナンバーの記載のないもの
- 2 直近の収入を証明する書類
※源泉徴収票の写し、確定申告書(第一表、第二表)の写し(税務署の受付印もしくはe-TAXによる申告の場合は送信済受付番号があるものに限る)、課税証明書の原本など

● その他

- 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類
- ※申請書類をご提出いただいたのち、必要に応じて本会よりその他の書類の提出を求める場合があります

